

税金のしくみ

2019年1月25日

松山公認会計士・税理士事務所

代表 公認会計士・税理士

松山 昌司

自己紹介

公認会計士・税理士 松山昌司

平成9年朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所後、株式公開支援事業部にて会計監査、上場支援、デューデリジェンス、事業再生業務等広範な業務に従事。平成18年に独立後、松山公認会計士・税理士事務所を開業。平成19年にあすなろ監査法人設立し現在に至る。株式公開支援、M&A、事業再生業務、事業承継、相続税、法人・個人の税務等を行う。現在まで5社の上場会社を含めた社外取締役、社外監査役10数社を歴任。

色々な税金～馴染みのある税金はありますか？

◆ 国に納める税金

所得税	個人が、1年間の所得に応じて負担する税金です。
法人税	会社や協同組合などの法人が、所得に応じて負担する税金です。
相続税	死亡した人から財産を相続したときに相続した人が負担する税金です。
贈与税	個人から財産をもらったときにもらった人が負担する税金です。
消費税	商品の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。
酒税	清酒、焼酎、ウィスキー、ビールなどの代金に含まれている税金です。
その他	印紙税、登録免許税、国たばこ税、自動車重量税などがあります。

◆ 都道府県に納める税金

(都)道府県民税	法人・個人が所得を基準に負担する税金です。
事業税	事業を営んでいる法人・個人が所得を基準に負担する税金です。 また資本金1億円を超える法人を対象とした外形標準課税があります。
不動産取得税	土地や建物を取得したときに負担する税金です。 一定の要件にあてはまるときは税金を軽減する特例があります。
自動車税	自動車を所有している法人・個人が負担する税金です。
その他	地方消費税、自動車取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税などがあります。

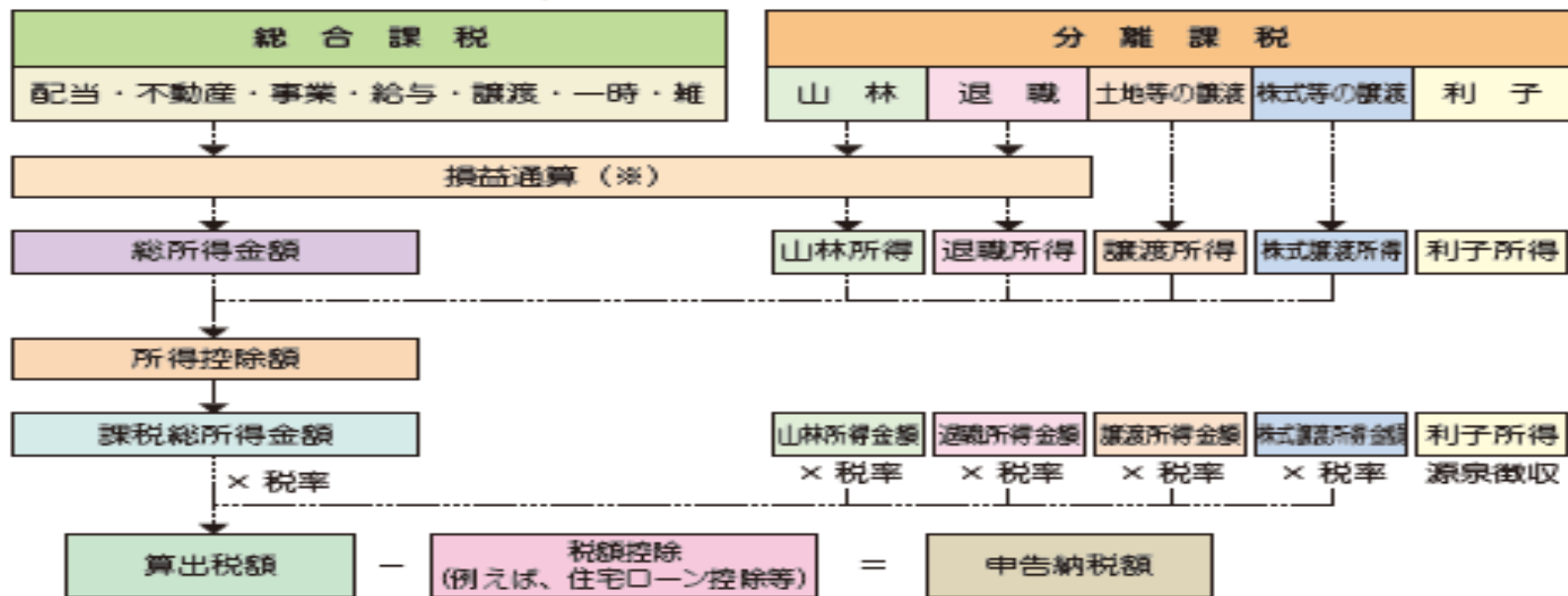
◆ 市区町村に納める税金

市(区)町村民税	法人・個人が所得を基準に負担する税金です。
固定資産税	土地、家屋及び事業用の機械などを所有している法人・個人が負担する税金です。
軽自動車税	軽自動車などを所有している法人・個人が負担する税金です。
その他	国民健康保険税、事業所税、入湯税、市町村たばこ税、都市計画税などがあります。

※日本で暮らしてカネを稼いだり、色々便利なサービスも受けてるんだから税金をちゃんと払ってね。みかじめ料みたいなもの。

所得税の仕組み

所得税は、所得を10種類に分類し、1年間の全ての所得から所得控除を差し引いて課税所得に税率をかけて税額を計算します。



(※) 不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得の損失は、他の所得から控除（損益通算）ができません。ただし、不動産所得の一部の損失とゴルフ会員権等の譲渡損失については、損益通算はできません。

詳しくは税理士にご相談ください。

所得税の速算表

課税される所得金額 (千円未満は切捨て)	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

ひとくち×モ

復興特別所得税
 平成25年から平成49年まで「復興特別所得税」として、基準所得税額の2.1%が上乗せ課税されます。
 国民が等しく復興のための財源を負担するものです。
 次頁以降記載の所得税率は復興特別税を含んだ税率です。

所得税～サラリーマンの税金

- ① 支払金額：1年間の給与、いわゆる年収
- ② 給与所得の金額（給与所得控除後）
- ③ 所得控除の合計（社会保険料等）
- ④ 源泉徴収税額（会社が天引きしてる所得税）

※給与所得控除はスーツや靴等、仕事に必要なものを費用にできないのでサラリーマンはこのような所得控除がある。
 ※サラリーマンは、厚生年金、健康保険への加入義務があり、これも天引きされている。

なお、住民税は前年の所得を基に計算されるので、就職初年度は天引きされていない。

雇ってくれてる会社がやってくれる！

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 東京都品川区大崎 1-11-8	(受給者番号)						
		(役職名)						
		氏名 (フリガナ) オオサキ タロウ 大崎 太郎						
種別	支払①の金額	給与所得②後の金額	所得控除③の合計額	源泉④税額				
給与・賞与	内 4,797,000 円	3,296,800 円	2,187,170 円	56,500 円				
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く)	非居住者である親族の数			
有	千 円	特 定 老 人 内 1 人 従 人 1 人	人 従 人 人 従 人	特 別 人	人			
○								
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
円 747,290		円 85,580	円 14,300					
(備考)								
⑤ 前職分 (支払金額 420,000 円、税額 9,840 円、社会保険料 61,134 円)								
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額 247,416 円	旧生命保険料の金額 82,320 円	介護医療保険料の金額 113,352 円	新個人年金保険料の金額 円	旧個人年金保険料の金額 円			
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除の額 円	居住開始年月日 (日) 年 月 日	住宅借入金等特別控除区分 (日) 年 月 日	住宅借入金等年率課税 (日) 年 月 日	住宅借入金等年率課税 (日) 年 月 日			
控除対象配偶者	氏名 (フリガナ) 大崎 ○○子	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額			
控除対象扶養親族	氏名 (フリガナ) 大崎 ××	区分	氏名 (フリガナ) 大崎 △△	区分				
	氏名 (フリガナ)	区分	氏名 (フリガナ) 大崎 □□	区分				
	氏名 (フリガナ)	区分	氏名 (フリガナ)	区分				
	氏名 (フリガナ)	区分	氏名 (フリガナ)	区分				
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	本人が障害者	寡 妻 夫	勤 労 学 生	中途就・退職	受給者生年月日
							就職 退職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日	○ 29 3 1 ○ 44 1 1
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区		氏名又は名称		株式会社○○○		(電話)

所得税～サラリーマンの税金

例えば、新卒月額22万円のサラリーマンの場合

- ・ 年収：月額220,000円×12ヶ月 = 2,640,000円①
- ・ 社会保険料：31,020円×12ヶ月 = 372,240円②
- ・ 給与所得控除：2,640,000円×30% + 180,000円 = 972,000円③
- ∴ 所得税の金額{①-(②+③)}×5% = 64,788円④

ちなみに、手取りは①-②-④ = 2,202,972円

月額に直すと、183,581円

なお、住民税は翌年から天引きされます。①×10%

所得税～個人事業主いわゆるフリーの税金

フリー：個人事業主に該当します。
 個人で事業を始めたら、開業後1か月以内に「個人事業の開業届出書」を提出します。別途承認が必要ですが、青色申告の承認を受けると、税務上有利な取扱いを受けることができます。なお、確定申告は翌年の2月16日から3月15日までにしなければなりません。

ちなみに消費税も自ら計算します。消費税の課税対象となる収入金額（課税売上高）が1,000万円を超えた場合には、その翌々年に消費税を納める義務を負います。

つまり、収入、必要経費決算書の作成と確定申告書の作成、自ら納税が必要！期限を過ぎると加算税がかかります。

「決算書作成→確定申告書作成→申告&納税」

結構メンドクサイ。

1 税務署長 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA0123

住所 (又は事業所等) 個人番号 フリガナ 氏名 性別 職業 専攻・種号 配偶者の氏名 配偶者の職業 生年月日 電話番号 自宅・勤務先・携帯

収入金額等 所得金額 所得から差し引かれる金額

事業等 不動産 配当 雑 総合課税・一時合計 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寄附金控除 寡婦・寡夫控除 勤労学生・障害者控除 配偶者特別控除 扶養控除 基礎控除 合計

課税される所得金額 (26) 配当控除 (27) (特定増収税率) (28) 政令等特例等特別控除 (29) 災害减免額 (30) 復興特別所得税額 (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

延納の出 延納届出額 (58) 郵便局名等 (8)

区分 A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z

平成二十九年分以降 復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

所得税～個人事業主いわゆるフリーの税金

もう一枚あります。

自分で作成するか、税理士に頼むことになりま
税理士に頼むと費用は必要経費に算入できますが
お金はかかります。

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号 FA0077

住所 氏名

1

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	必要経費等 円	差引金額 円

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

478

479

480

481

482

483

484

485

486

487

488

489

490

491

492

493

494

495

496

497

498

499

500

501

502

503

504

505

506

507

508

509

510

511

512

513

514

515

516

517

518

519

520

521

522

523

524

525

526

527

528

529

530

531

532

533

534

535

536

537

538

539

540

541

542

543

544

545

546

547

548

549

550

551

552

553

554

555

556

557

558

559

560

561

562

563

564

565

566

567

568

569

570

571

572

573

574

575

576

577

578

579

580

581

582

583

584

585

586

587

588

589

590

591

592

593

594

595

596

597

598

599

600

601

602

603

604

605

606

607

608

609

610

611

612

613

614

615

616

617

618

619

620

621

622

623

624

625

626

627

628

629

630

631

632

633

634

635

636

637

638

639

640

641

642

643

644

645

646

647

648

649

650

651

652

653

654

655

656

657

658

659

660

661

662

663

664

665

666

667

668

669

670

671

672

673

674

675

676

677

678

679

680

681

682

683

684

685

686

687

688

689

690

691

692

693

694

695

696

697

698

699

700

701

702

703

704

705

706

707

708

709

710

711

712

713

714

715

716

717

718

719

720

721

722

723

724

725

726

727

728

729

730

731

732

733

734

735

736

737

738

739

740

741

742

743

744

745

746

747

748

749

750

751

752

753

754

755

756

757

758

759

760

761

762

763

764

765

766

767

768

769

770

771

772

773

774

775

776

777

778

779

780

781

782

783

784

785

786

787

788

789

790

791

792

793

794

795

796

797

798

799

800

801

802

803

804

805

806

807

808

809

810

811

812

813

814

815

816

817

818

819

820

821

822

823

824

825

826

827

828

829

830

831

832

833

834

835

836

837

838

839

840

841

842

843

844

845

846

847

848

849

850

851

852

853

854

855

856

857

858

859

860

861

862

863

864

865

866

867

868

869

870

871

872

873

874

875

876

877

878

879

880

881

882

883

884

885

886

887

888

889

890

891

892

893

894

895

896

897

898

899

900

901

902

903

904

905

906

907

908

909

910

911

912

913

914

915

916

917

918

919

920

921

922

923

924

925

926

927

928

929

930

931

932

933

934

935

936

937

938

939

940

941

942

943

944

945

946

947

948

949

950

951

952

953

954

955

956

957

958

959

960

961

962

963

964

965

966

967

968

969

970

971

972

973

974

975

976

977

978

979

980

981

982

983

984

985

986

987

988

989

990

991

992

993

994

995

996

997

998

999

1000

第二表 平成二十九年分の確定申告書B(個人事業主等)の概要

FAQ

Q1. ローンで家を買いました。どんな税金がかかりますか。

A1. 不動産の取得には、次のように、いろいろな税金がかかります。

(1) 契約をするとき → 売買契約書やローン契約書に印紙税 → 建物代金に消費税

(2) 登記するとき → 登録免許税

(3) 不動産を取得した後 → 不動産取得税

(4) 住宅資金を親からもらったとき → 贈与税

ただし、償還期間が10年以上の借入金で新築又は中古の居住用家屋を取得したときや増改築したときは、家屋と土地等の費用の額（補助金等を控除後、ただし、増改築の場合には100万円を超えること）についての年末借入金等残高に応じて、次の金額を所得税額から控除することができます。いわゆる住宅ローン控除。

居住開始年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大控除額/年
平成26年4月～ 平成33年12月	10年間	4,000万円 5,000万円（※1）	1%	40万円 50万円（※1）

FAQ

Q2. 結局サラリーマンとフリーとどちらがお得か。

A2. 考え方次第じゃないんですか。

一般的には、企業に勤めているサラリーマンの方が社会的信用度は高い。例えば、住宅ローンを組む、クレジットカードを作る、家を借りる等の審査に通りやすい。勤続年数も審査の対象となります。いずれフリーになるとしても社会や仕事の仕方を経験する期間。

私の場合。24歳で公認会計士になった後、大手監査法人に9年勤務。その後フリーで個人事業主。その後会社を設立。

「将来どうなりたいのか、何で食っていくのか」キャリアパスをこの段階でしっかり描く。

ところで公認会計士・税理士のイメージってどうです？

どんな仕事か。

公認会計士：会計監査や経営のコンサルティング
→会社の医者みたいなもの

税理士：税金の相談を受けたり会社や個人の確定申告書を作成してます。
→数字や税金に強いお友達のようなもの

このようにお堅いイメージの仕事ですが、皆さんが持っているような世間的での公認会計士&税理士のイメージ（ネガティブ系？）を変えるためにはどうしたらいいのか。アイデアをください！！！！